

## 基本目標3 すべての子育て家庭へのきめ細かな支援

### 主要施策7 多様な支援制度・サービスによる子育ての応援

就業や生活スタイルの多様化や、地域のつながりの希薄化などにより、子育てに積極的に取り組む家庭がある一方で、子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな家庭もあります。

子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう、多様な支援制度・サービスの充実に努めます。

#### (1) 多様な交流機会づくり

子育て家庭が地域で孤立せず、様々な支援をスムーズに受けられるように、親子のふれあいを促進する事業や子育て家庭同士の交流や情報交換の場づくりなどを推進します。

[主な取り組み]

- ◆地域子育て支援センターの運営【地】(こども課)
- ◆「子育てサロン」の活動促進(こども課・子育て世代包括支援課)
- ◆子育てサークルの育成・活動支援(こども課・子育て世代包括支援課)
- ◆保育園・幼稚園の「こどもの広場」の活動促進(こども課・子育て世代包括支援課)

#### (2) 多様な保育ニーズへの対応

家庭での保育が一時的にできなくなった時のセーフティネットとして、既存の一時預かり保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業の提供体制の確保と利用促進を図るとともに、就労要件を問わず、3歳未満児を保育所などで受け入れる「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」を実施し、多様な保育ニーズへの対応強化を図ります。

[主な取り組み]

- ◆こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)(こども課)
- ◆一時預かり保育事業【地】(こども課)
- ◆病児保育事業【地】(こども課)
- ◆ファミリー・サポート・センター事業【地】(こども課)
- ◆子育て短期支援事業【地】(こども課)

## 2 「地域子ども・子育て支援事業」等の量の見込みと確保内容

子ども・子育て支援法では、「地域子ども・子育て支援事業」についても、量の見込みと確保内容を子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

「地域子ども・子育て支援事業」は、国・都道府県による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業で、下記の表の（１）～（１８）のメニューがあります。

なお、（１４）～（１６）は、令和６年４月から児童福祉法改正に伴い創設された「地域子ども・子育て支援事業」、（１７）は「地域子ども・子育て支援事業」に編入された事業です。

また、（１８）は、令和７年４月から子ども・子育て支援法改正に伴い創設される制度で、「地域子ども・子育て支援事業」ではなく、就学前教育・保育施設の利用にあたっての（義務的）給付サービスですが、本資料では、「地域子ども・子育て支援事業」等として一連の流れの中で掲載します。

「地域子ども・子育て支援事業」等のメニュー項目

（１）利用者支援事業
（２）地域子育て支援拠点事業
（３）妊婦健康診査
（４）乳児家庭全戸訪問事業
（５）養育支援訪問事業
（６）子育て短期支援事業
（７）ファミリー・サポート・センター事業
（８）一時預かり事業
（９）延長保育事業
（１０）病児・病後児保育事業
（１１）放課後児童健全育成事業（学童保育所）
（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業
（１３）多様な事業者の参入促進・能力活用事業
（１４）子育て世帯訪問支援事業
（１５）児童育成支援拠点事業
（１６）親子関係形成支援事業
（１７）産後ケア事業
（１８）こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

### (17) 産後ケア事業

「産後ケア事業」は、原則生後4カ月以内の産婦（ただし、低出生体重児等で特に必要と認める場合は出産後1年未満）に、助産師等が、体調やこころのケア、授乳や沐浴のアドバイス、赤ちゃんの発育の確認などを行う事業で、日帰り型、宿泊型、訪問型があります。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「産後ケア事業」（通所型・訪問型）の量の見込みと確保内容

（単位：人回／年）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	85	85	85	85	85
第2期実績と 第3期確保内容	57	99	88	99	85	85	85	85	85	85

「産後ケア事業」（宿泊型）の量の見込みと確保内容

（単位：人回／年）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	40	40	40	40	40
第2期実績と 第3期確保内容	36	34	21	25	40	40	40	40	40	40

### (18) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

「こども誰でも通園制度」（乳児等通園支援事業）は、0～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。令和7年度から制度が創設され、令和8年度からは市町村の必須事業となるため、令和8年度からサービスを提供できるよう、実施体制の確立を図ります。また、保護者がその後の施設利用を検討している場合には、満3歳児が通園できる幼稚園や認定こども園に通うことができるよう、利用可能な施設を案内します。

「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の量の見込みと確保内容

（単位：人／月）

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	15	15	47	48
第3期確保内容	/	15	15	47	48